

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご そうだん かた
～生活保護を相談される方へ～

- とし せいかつ ほ ご しゅうにゆう
・年をとって収入がない
- びょうき しょう おも はたら
・病気や障がい、思うように働けない
- りこん はいぐうしゃ しべつとう
・離婚や配偶者との死別等により
こ しょういぐひ こま
子どもの養育費に困っている
- かぞく ちょうきにゆういん いりょうひ
・家族が長期入院しており医療費の
しはら こま
支払いに困っている
- かいご う ひよう
・介護のサービスを受けたいが費用
こま
に困っている

さ せ ぼ し ふ く し じ む し ょ せいかつ ふ く し か
佐世保市福祉事務所生活福祉課

〒857-0042 さ せ ぼ し たかさごちよう ばん ごう
佐世保市高砂町5番1号

でん わ
電話 0956 (24) 1111

○生活保護とは

この制度は能力や資産などを活用し、あらゆる手立てをつくしても生活が出来ない人に対して、その生活状況に応じた生活の援助を行い、最低限度の生活を保障し、ご家庭(世帯)の力で社会に適応した生活ができるよう手助けをすることを目的としています。

○生活保護を受ける権利と相談

日本国憲法は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定めています。私たちには誰でも、生活に困ったとき、生活保護法の定める条件のもとで必要に応じた保護を受ける権利があります。

生活にお困りの方は、近隣の民生委員、福祉事務所に相談してください。

相談にあたっては、生活保護が必要かどうか相談される方の生活・収入などの状況について、詳しくお話をお聞きします。

なお、相談内容が生活保護とは直接関係のないことであっても、出来るかぎりの

助言を行なっています。相談にあたっては、専門の面接員が相談を受けます。

相談内容が第三者に知られる心配はありませんのでご安心ください。

○生活保護を受けるうえで

保護を受ける人は、最低限度の生活を守るため、次のようなあらゆる努力・手段をつくすことが必要です。

① 働ける人は能力に応じて働いてください。

② 保有する現金や預貯金はまず活用してください。

③ 親・兄弟姉妹・子どもからの援助を受けることができる方は、援助を受けるよう努力してください。

④ 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用してください。

※生命保険の種類・内容・金額等により、保有が認められるものもあります。保有を認めるかどうかは、生活保護申請の後に福祉事務所で判断をし、通知いたします。

⑤ 自動車の所有・運転は、原則として認められていません。

※障がいをお持ちの方が病院に通うために必要な場合や、仕事にどうしても使う必要がある場合、短期間で生活保護から自立する見込がある場合など、所有や運転が例外的に認められることもあります。所有や運転を認めるかどうかは、生活保護申請の後に福祉事務所で判断をし、通知いたします。

⑥ 住居として利用していない土地・家屋などの資産は、原則として処分するなど活用してください。また、その他の資産（貴金属、有価証券など）も処分して生活費にあててください。

※あなたが実際に住んでいる家や敷地など、不動産の中には保有を認められるものがあります。保有を認めるかどうかは、生活保護申請の後に福祉事務所で判断をし、通知いたします。

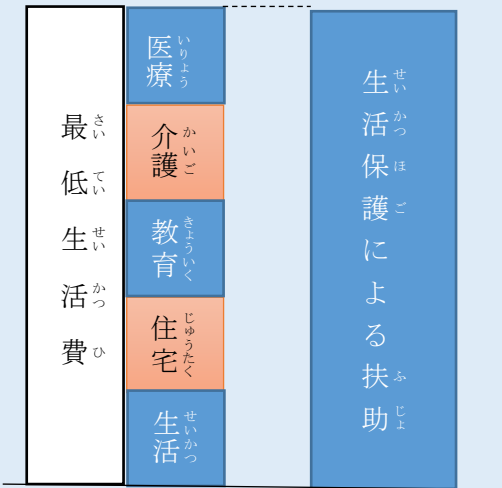
⑦ 他の法律や社会保障制度（年金、恩給、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険など）で給付が受けられるものがあれば活用してください。

生活保護はこんなとき受けられます

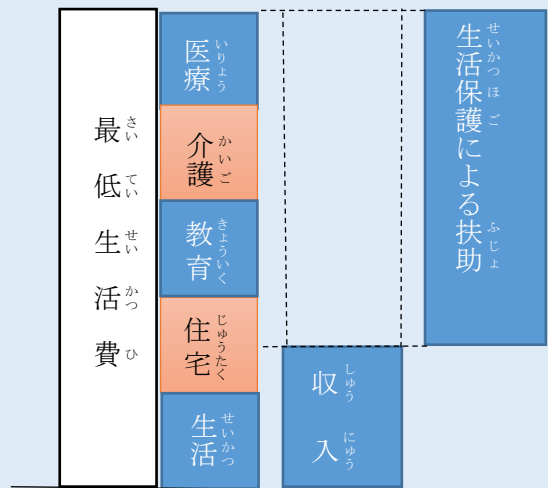
生活保護は、原則として世帯単位（1世帯ごと）で保護が必要かどうか判定します。国が定めている最低生活費（世帯の人数・年齢などで異なります）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

保護が受けられる場合

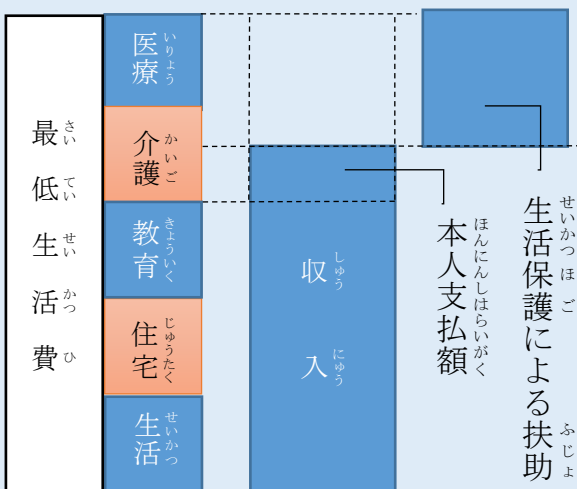
① 収入が全くないとき



② いくらか収入があるとき

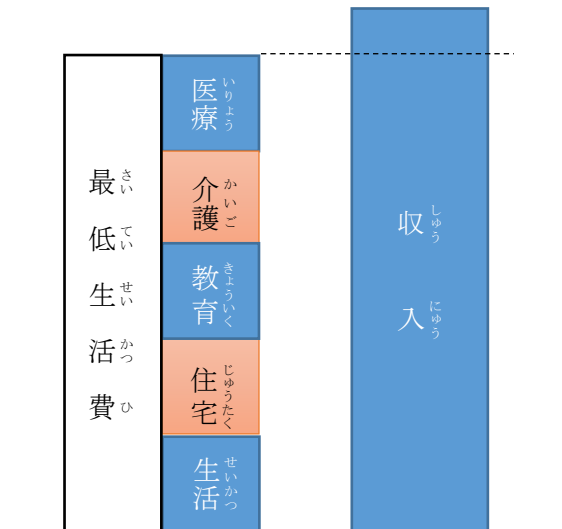


③ 収入はあるが医療費・介護費の支払いができないとき



保護が受けられない場合

最低生活費を超える収入があるとき



◇収入とは… あなたや世帯員が働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、貸付金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入の全部を合計したものです。

○生活保護を受けるまでの手続き

相談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、地域の民生委員、福祉事務所に相談してください。

申請書交付

生活にお困りの状況をお聞きして保護が必要な状態にあることがわかれば、申請意思を確認して保護申請書をお渡しします。

申請書受理

申請が受理されますと福祉事務所の地区担当があなたのお宅にお伺いして調査させていただきます。

調査

○調査する主なこと

- ▶ 世帯の収入がどれくらいか
- ▶ さしあたって、暮らしに必要なの無い資産を活用する方法はないか
- ▶ 働いて収入を得られる道はないか
- ▶ 親、兄弟姉妹、子どもから援助を受けられないか
- ▶ 年金、手当などの給付は受けられないか

などです。

決定

調査に基づき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうかを決定します。

通知

保護が受けられるとき

あなたに保護開始決定通知書を交付します。

保護が受けられないとき

あなたに保護申請却下通知書を交付します。

※ 保護が受けられるかどうかは、申請のあった日から14日以内（調査に時間を要した場合は30日以内）に通知します。

○権利として保障されていること

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ 福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、又は廃止などの決定に不服がある時は、決定があったことを知った日の翌日から数えて3箇月以内に県知事に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。

○保護受給中に守っていただくこと

- ① 生活の無駄をなくし、世帯全員で協力して生活の維持・向上に努めてください。
- ② 節度ある生活を心がけ、他の人から非難されるようなことがないようにしてください。
- ③ 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
- ④ 病気の人は医師の指示を守って、治療に専念してください。
- ⑤ 他の法律や制度で定められている援護や給付が受けられるようになった場合はそれを必ず受けてください。
- ⑥ 収入・支出など、生計の状況に変化があったときや、世帯の構成に異動があったときは、速やかに届け出てください。
- ⑦ 収入がなくとも定期的に収入の申告書類は提出してください。

◇生活保護法第27条 指導及び指示について

あなたの生活の維持、向上をはかり、適正な保護を行う目的で福祉事務所が指導・指示（生活保護法第27条 指導及び指示）をしたときは守ってください。正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

◇生活保護法第85条 罰則について

届け出をしなかったり、偽りの届け出をして不正に保護を受けた時は、保護を継続することが出来なくなったり、刑法により罰せられることがあります。世帯の状況はありのままを届け出てください。

かくかんけいか およ かんけいきかん
○各関係課及び関係機関

しょう ふくしか
障がい福祉課

ちょうじゅしゃかいか
長寿社会課

こ みらいぶ
子ども未来部

いりょうほけんか
医療保険課

ほけんりょうか
保険料課

こせきじゅうみんまどぐちか
戸籍住民窓口課

しみんせいかつか しみんそうだんしつ
市民生活課 市民相談室

させぼねんきんじむしょ
佐世保年金事務所

させぼ
ハローワーク佐世保

させぼししゃかいふくしきょうぎかい
佐世保市社会福祉協議会

ちゅうおうほけんふくし かい
中央保健福祉センター1階

ちゅうおうほけんふくし かい
中央保健福祉センター3階

ちゅうおうほけんふくし かい
中央保健福祉センター4階

しやくしよ
市役所1階

しやくしよ かい
市役所1階

しやくしよ かい
市役所1階

しやくしよ かい
市役所12階

いなりちょう
稲荷町 2-37 TEL34-1189

いなりちょう
稲荷町 2-30 TEL34-8609

はちまんちょう させぼふくしかいかんない
八幡町6-1 (佐世保福祉会館内)

TEL23-3174

○メモ